

第1編 総則

第1章 計画の方針

第2章 文京区の概況

第3章 計画の前提

第4章 重点項目

第5章 減災目標

第6章 複合災害への備え

第7章 区、区民及び事業者の基本的責務

第8章 防災関係機関の業務大綱

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、文京区防災会議が策定する計画である。その目的は、区、都及び防災関係機関がその有する全機能を有効に発揮して、区の地域において、災害の予防対策、応急・復旧対策及び復興対策を実施することにより、区民の生命、身体及び財産を保護し、「備えと助け合いのある災害に強いまちの実現」を図ることにある。

第2節 計画の性格及び範囲

この計画は、文京区の地域に係る防災に関し、区の処理すべき事務又は業務を中心として、都及び防災関係機関の処理する事務又は業務を包含する総合的かつ基本的な計画である。

また、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき都知事が実施する災害救助事務のうち、同法第30条の規定により都知事から区長に委任された場合の計画又は都知事が実施する救助事務に協力する場合の計画及び同法適用前の救助業務に関する計画等防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。

第3節 計画の目標

この計画は、地震、風水害、大規模な火災又は爆発、事故等に対処できる体制の樹立を目的とする。

第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、毎年、計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。防災関係機関は、関係ある事項について、文京区防災会議が指定する期日までに計画修正案を文京区防災会議に提出しなければならない。また、緊急に修正しなければならないときは、防災会議の会長と協議しなければならない。

第5節 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、総合的かつ基本的な性格を有し、指定行政機関等が作成する防災業務計画又は東京都地域防災計画等に抵触するものであってはならない。

第6節 計画の習熟

区及び防災関係機関は、この計画に定める責務を十分に果たすため、平素から単独又は共同して、調査・研究・訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めるものとする。

第2章 文京区の概況

第1節 地形

本区は、下町と呼ばれる沖積低地と、山の手と呼ばれる武蔵野台地の接点に位置している。

武蔵野台地は、その端部を多くの河谷によって刻みこまれ、20m前後の崖を持つ起伏に富んだ台地と谷の地形をつくっている。高度は、後楽一丁目（市兵衛河岸）の海拔3.1mを最低に、大塚五丁目、六丁目、目白台三丁目、小日向二丁目付近で海拔30mを超えている。低地の部分の平均高度は海拔10m以下であり、台地においては、平均高度海拔20～24mである。

こうした地形を概観すると、5つの台地（関口台、小日向台、小石川台、白山台、本郷台）と、5つの低地（音羽谷、茗荷谷、千川谷、指ヶ谷、根津谷）によって構成されている。台地と低地の間は斜面地となっており、こうした地形が坂と崖の多い、起伏に富んだ特色あるまちを形成している。

第2節 面積・人口

第1 面積

本区的面積は11.29km²で、周囲は約21kmである。また、東端（湯島3丁目）から西端（目白台2丁目）の距離約5km、北端（本駒込6丁目）から南端（湯島1丁目）の距離は約4.5kmである。

第2 世帯と人口

（令和6年4月1日現在）

	世帯数	人 口		
		総数	男	女
住民基本 台帳人口	129,110 世帯	232,790 人	110,728 人	122,061 人
うち外国 人住民	9,740 世帯	14,105 人	6,968 人	7,136 人

（注）「うち外国人住民」の世帯数は、外国人住民のみで構成される世帯数

（注）人口総数は、その他を含むため、男女の計と一致しない場合がある。

第3 昼・夜間人口

（令和2年国勢調査）

夜間人口	昼間人口	流入人口	流出人口
240,069 人	353,648 人	188,585 人	75,006 人

（注）昼間人口には、従業・通学市区町村「不詳・外国」及び従業地・通学地「不詳」で、当地に常住している者を含む。15歳未満通学者を含む。

第3章 計画の前提

第1節 震災

第1 東京都の被害想定

都は、東日本大震災を踏まえ、平成24（2012）年に「首都直下地震等による東京の被害想定」等を策定し、それに基づき、様々な防災対策を推進してきたが、この間、住宅の耐震化や不燃化等が推進される一方、高齢化の進行や単身世帯の増加など、人口構造や世帯構成が変化している。

そのため、都は、平成24年4月に公表した被害想定から客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、令和4年5月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。

（東京の被害想定）

区分		都心南部 直下地震	多摩東部 直下地震	大正関東 地震	立川断層帯 地震	南海トラフ 巨大地震
規模		M7.3	M7.3	M7.3	M7.3	M9クラス
発生季節		冬	冬	冬	冬	冬
風速		8m/s	8m/s	8m/s	8m/s	—
時刻		夕方 18時	夕方 18時	夕方 18時	夕方 18時	早朝
建物 被害	全壊・焼失棟 数	194,431棟	161,516棟	54,962棟	51,928棟	1,198棟
人的 被害	死者数	6,148人	4,986人	1,777人	1,490人	953人
	負傷者数	93,435人	81,609人	38,746人	19,229人	31人
	うち重症者数	13,829人	11,441人	4,481人	2,898人	7人

注）南海トラフ巨大地震は、死者数が最も多いケースについて記載している。

資料：首都直下地震等による東京の被害想定 報告書（東京都防災会議）から作成

（想定シーン）

冬 早朝 5時	<ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路大震災と同じ発生時間帯 多くの人々が自宅です寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。 オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
冬 昼 12時	<ul style="list-style-type: none"> オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、看板等の落下物等による被害の危険性が高い。 外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。 住宅内滞留者数は1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。
冬 夕方 18時	<ul style="list-style-type: none"> 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる。 オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅や飲食のため滞留者が多数存在する。 ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い。 鉄道・道路はほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

資料：首都直下地震等による東京の被害想定 報告書（東京都防災会議）から作成

第2 身の回りで起こり得る被害の様相

都の被害想定では、首都直下地震等の発生時に起こり得る事象について、定量的に示すことが困難な事項についても、定性的な被害シナリオとして示されている。

種別	定性的な被害シナリオ
インフラ・ライフラインの復旧に向けた動き	発災後当面の間は、ライフラインの途絶や公共交通機関の寸断など、身の回りの生活環境に大きな支障が生じるとともに、被害が甚大な場合は、その復旧が長期化するおそれがある。
救出救助機関等による応急対策活動の展開	建物倒壊などにより至るところで道路が閉塞し、救出救助部隊や、被災者が必要とする物資の円滑な移動が困難を極め、消火・救助活動や被災地支援が遅滞し、長期化するおそれがある。また、隣接県でも甚大な被害が発生し、都外からの応援が十分得られない可能性がある。
住み慣れた自宅等での避難生活	建物に大きな被害がなくても、家具や家電製品等が、転倒・移動し、下敷きになったり、人に衝突したりする可能性がある。また、排水管など建物内の設備の損傷等により、トイレやエレベーターが長期間に渡り使用できなくなる可能性がある。ただし、家具転倒防止や携帯トイレの備蓄など必要な備えを行えば、プライバシーが確保され、住み慣れた自宅にとどまることは有効である。
避難所での避難	避難所では、発災直後から多くの被災者が殺到し、避難所運営が混乱するだけでなく、物資の不足やトイレの衛生環境の悪化、プライバシーの確保や避難者間のトラブルなど様々な課題が発生する可能性がある。
帰宅困難者を取り巻く状況	携帯電話の不通などにより、家族の安全が確保できず、多くの人が自宅などに帰ろうとするが、道路の閉塞や延焼火災、余震による看板の落下などが至るところで発生し、帰宅困難者自身の安全確保にも重大な支障が生じる可能性がある。

※ 上記内容は、あくまで一つの想定として作成したものであり、実際に記載した被害の様相どおりの事象が発生するものではない。

資料：東京都地域防災計画 震災編 から作成

第3 文京区の被害想定

都の被害想定のうち、文京区での被害が最大となる「都心南部直下地震」及び「多摩東部直下地震」を前提条件とし、いずれのケースにも対応する計画とする。

区分		単位	都心南部直下地震	多摩東部直下地震		
地震の規模			M7.3			
発生季節			冬			
風速			8m/s			
時刻			夕方			
震度別面積率	震度5強以下	%	0.0%	0.0%		
	震度6弱	%	95.2%	94.5%		
	震度6強	%	4.8%	5.5%		
	震度7	%	0.0%	0.0%		
建物棟数	計	棟	36,191	36,191		
	木造	棟	19,871	19,871		
	非木造	棟	16,320	16,320		
建物被害	建物全壊	棟	468	512		
		ゆれ	棟	444	494	
		液状化	棟	23	18	
		急傾斜地崩壊	棟	0	0	
	建物半壊	棟	2,461	2,519		
		ゆれ	棟	2,331	2,422	
		液状化	棟	130	95	
		急傾斜地崩壊	棟	1	1	
		(うち、建物大規模半壊)	棟	530	544	
		ゆれ	棟	484	510	
		液状化	棟	46	34	
		急傾斜地崩壊	棟	0	0	
火災	出火件数	件	5	6		
	焼失棟数 (倒壊建物を含む。)	棟	137	127		
	焼失棟数 (倒壊建物を含まない。)	棟	135	125		
人的被害	死者	人	29	31		
		ゆれ建物被害	人	15	17	
		屋内収容物	人	3	3	
		急傾斜地崩壊	人	0	0	
		火災	人	3	3	
		ブロック塀等	人	7	8	
		屋外落下物	人	0	0	
	負傷者(うち重傷者)	人	1,073(164)	1,176(180)		
		ゆれ建物被害(うち重傷者)	人	707(40)	788(49)	
		屋内収容物(うち重傷者)	人	99(22)	99(22)	
		急傾斜地崩壊	人	0	0	
		火災(うち重傷者)	人	8(2)	9(2)	
		ブロック塀等(うち重傷者)	人	254(99)	274(107)	
		屋外落下物(うち重傷者)	人	6(1)	7(1)	
その他	避難者数	発生数	人	39,160	40,163	
		避難所避難者数	人	26,107	26,775	
		避難所外避難者数	人	13,053	13,388	
	帰宅困難者	人	139,195	139,195		
	都内滞留者数	人	396,041	396,041		
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	台	534	528		
	要配慮者死者数	人	11	12		
	自力脱出困難者発生数	人	234	266		
	災害廃棄物	万トン	29	31		
	ライフライン	電力	停電率 %	5.2	4.0	
		通信	不通率 %	0.5	0.5	
		上水道	断水率 %	25.3	27.2	
		下水道	管きよ被害率 %	3.3	3.3	
		ガス	供給停止率 %	0.0	0.0	
	物資需要量	食料	～3日目	万食	8	9
			4～7日目	万食	28	28
		飲料水	～3日目	万L	13	14
4～7日目			万L	41	39	
毛布		必要量	万枚	5	5	

※ 小数点以下の四捨五入により、合計値が合わないことがある。

※ 2種類の被害想定のうち、被害が大きい項目に網掛けをしている。

第4 地域危険度

都では、東京都震災対策条例に基づき、おおむね5年毎に地震に関する地域危険度測定調査を行っており、都内の市街化区域（5,192町丁目）における地震に対する危険性を建物倒壊危険度、火災危険度及び災害時活動困難係数の面から、1から5までのランクで相対的に評価し、地域の地震に対する危険度を明らかにしている。

令和4年9月に都が公表した「第9回 地震に関する地域危険度測定調査」の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

- (1) 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。
- (2) 震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。

2 調査結果

都内の市街化区域（5,192町丁目）について、建物倒壊の危険性を示した「建物倒壊危険度」及び火災の発生による延焼の危険性を示した「火災危険度」に、災害時に有効な活動空間の不足率や避難等に有効な道路ネットワークの不足率から算出した「災害時活動困難係数」を乗じた「総合危険度」を測定することで地域の危険性を評価した。危険度は、1から5までのランクで相対的な地域の地震に対する危険度を示している。

	← 危険度高		危険度低 →			
総合危険度ランク	5	4	3	2	1	計
町丁目数	85	288	822	1,653	2,344	5,192
比率	1.64%	5.55%	15.83%	31.83%	45.15%	100.0%

〈資料編 第7-1 文京区地域危険度一覧表 P335〉

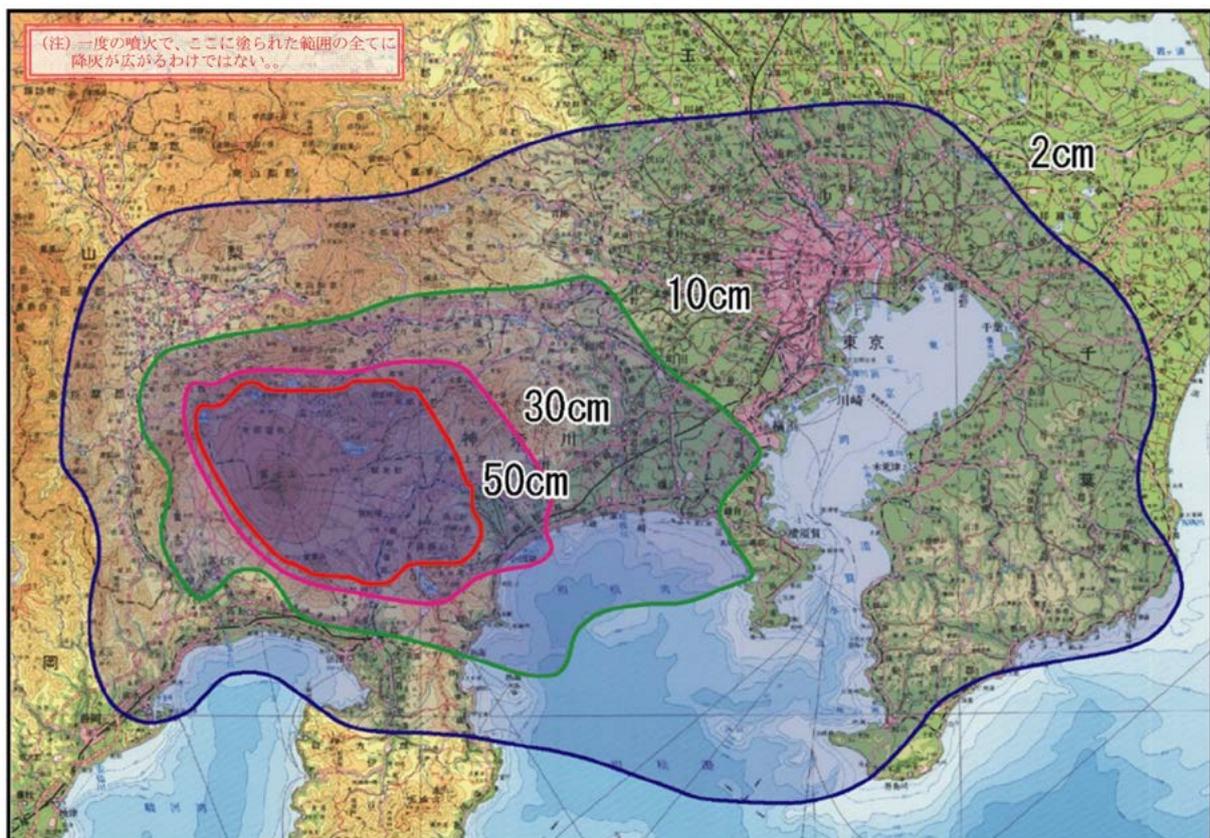
対策を検討していく。

第2 噴火の規模と被害の概要

		内容
噴火の規模等	規模	宝永噴火と同程度
	継続期間	16日間
	時期	①梅雨期 ②その他の時期
被害の原因	降灰	
被害の範囲	区内の全域	
被害の程度	2～10cm程度	
被害の概要	降灰に伴うもの	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響
	降灰後の降雨等に伴うもの	洪水、泥流、土石流に伴う人的・物的被害

資料：東京都地域防災計画 火山編 から作成

第3 降灰予想図（降灰の影響が及ぶ可能性の高い範囲）



資料：富士山ハザードマップ検討委員会報告書

第4章 重点項目

第1節 計画修正の経緯

文京区防災会議では、平成30年度に「文京区地域防災計画【平成27年度修正（平成24年度修正追補版）】」以降の災害対策等を計画に反映させるため、「文京区地域防災計画【平成30年度修正】」を策定し、この間、災害対策の充実に取り組んできた。

その後、令和4年5月に都が新たに公表した首都直下地震等による被害想定や令和6年能登半島地震等で明らかになった課題に対し、東京都地域防災計画（令和5年修正）に基づく施策等と連携した対策を推進し、今後も頻発・激甚化する災害に対応するため、この度、文京区地域防災計画を修正するものである。

第2節 計画修正に当たっての重点項目

災害対策には、過去の災害からの教訓や新たな被害想定等を踏まえ、区及び防災関係機関、区民、事業者がそれぞれの持てる能力を発揮し、「自助」、「共助」、「公助」による災害対応力を高め、連携していくことが求められている。

計画の修正に当たっては、これまで進めてきた取組に加え、社会環境の変化等により顕在化した課題にも対応するため、以下の項目について、特に重点的に取り組む課題とし、分野横断的な基本認識の下、今後の防災対策の充実強化を図ることとする。

第1 在宅避難の推進

区では、災害時において自宅の損傷や倒壊の危険性が少ない場合の避難行動として「在宅避難」を呼び掛けている。在宅避難は、災害時でも慣れ親しんだ自宅で安心して生活できるとともに、避難所等への避難者を最小限にとどめることで、避難所の不足や避難所での感染症リスクを軽減することにもつながる。

今後も、在宅避難を推進するため、建物の耐震化や不燃化に加え、各家庭での生活維持に必要な機能の確保等の対策強化を図る。また、在宅避難のほか避難所外避難者を支援する仕組みを構築していく。

第2 中高層建築物の防災対策

本区の住宅の建て方別割合（平成30年度）は、中高層共同住宅（3階以上）が約75%となっており、今後も増えていくことが予想されている。また、都の被害想定においても、区内で閉じ込めにつながり得るエレベーターの停止が500台以上発生すると想定されている。

このような状況を踏まえ、中高層建築物における主体的な防災活動を促進するとともに、災害時におけるエレベーターの閉じ込め対策やトイレ対策等、中高層共同住宅特有のリスクを捉え、実情に応じた防災対策を推進する。

第3 自助・共助の意識の醸成

災害対策は、自らの身の安全は自らが守ること（自助）が基本であり、区民及び事業者は日頃から自然災害に関する正しい知識を持ち、自主的に災害に対する備えを心

掛けることが重要となる。また、災害時には、避難所の運営や救助活動等（共助）を行い、行政が果たす役割（公助）と連携を図りながら、災害対策活動に努めることが求められている。さらに、避難所運営協議会や区民防災組織が有効に機能するためには、地域で主体的に活動する人材が必要となる。

今後も、町会・自治会の区民防災組織や避難所運営協議会、事業者等による住民主体の防災活動を促進するとともに、防災活動の中心的役割を担う人材の育成・活用を図り、地域防災力の向上を目指す。

第4 要配慮者や女性等への対応

災害時においては、高齢者や障害者、妊産婦、外国人等にとって、避難のための情報把握や生活手段の確保等、適切な防災行動をとることは必ずしも容易なことではなく、災害時における安否確認手段や必要なサービスを提供できる体制整備が求められている。

令和3年5月の災害対策基本法の一部改正により、避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成が区市町村の努力義務となった。区では避難行動要支援者名簿の作成を進めるとともに、区民防災組織や民生委員・児童委員等の地域の支援者の協力により、避難支援体制の強化を図っている。また、男女双方の視点に配慮した避難所運営等、男女平等参画の視点に立った防災対策に加え、近年増加する外国人居住者を含む全ての方が正確な情報を取得し、適切な防災・避難行動がとれるよう、要配慮者へのきめ細かな対応が求められる。さらに、一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携しながら被災者に対してきめ細かな支援を継続的に実施する、災害ケースマネジメントなどによる被災者支援も必要となる。

今後も、避難行動要支援者の支援体制の充実を図るとともに、災害時における要配慮者や女性、LGBTQ当事者等への対応強化に取り組む。

第5 避難所環境の改善・充実

都の被害想定では、本区の避難所生活者は26,000人を超え、区の人口の約11%に当たる。避難所は、災害時に自宅が倒壊等の被害を受け、又はそのおそれがある場合の被災者の生活場所となり、全ての避難者が可能な限り日常に近い生活を送ることができるよう環境整備に取り組む必要がある。また、新型コロナウイルス感染症の教訓等も踏まえ、避難所における感染症の拡大防止等、衛生環境の改善が求められるほか、ペットの同行避難や避難所内の治安維持等、避難所運営の課題の解決に取り組む必要がある。

今後も、避難生活環境の充実に必要な備蓄物資等の配備を進めるほか、避難スペースの確保や安全対策など、避難所の環境の向上に取り組むとともに、限られた環境の中で、発災時における様々な状況を想定した、実効性の高い避難所訓練等を実施する。

第6 帰宅困難者対策

大規模な地震が発生した場合、通勤・通学者、買い物客等の帰宅困難者が多数発生し、大きな混乱が予測される。多くの帰宅困難者の移動によって、道路や歩道が車や人で埋まり、警察・消防・自衛隊等の車両が速やかに現場に到着できず、救助・救命

活動に支障を来すこととなる。都の被害想定では、文京区で約14万人の帰宅困難者が発生すると予測されているが、この帰宅困難者対策は、行政エリアを超え、かつ、多岐にわたる分野に課題が及んでいることから、行政機関、事業者、外出者等、社会全体で対策を進めていく必要がある。

区においても、事業者による一斉帰宅の抑制や関係機関と連携した駅前滞留者の分散帰宅等、帰宅困難者の発生抑制に取り組むとともに、帰宅困難者の一時滞在施設の更なる確保と的確な運営に向け、受入施設の事業者等との連携を促進する。

第7 ICT技術等を活用した災害対応業務の最適化

大規模災害の発生時には、膨大な災害対応業務が発生するが、被害の防止・軽減を図るためには、効率的・効果的な災害対応を図る必要がある。とりわけ、災害時において自治体等の人的資源に限りがある中、被害状況の把握や避難情報の提供など、膨大な災害対応業務に迅速かつ的確に対応するためには、ICT等を活用した業務の効率化や省力化に取り組むことが重要となる。

今後も、都や民間事業者等と連携しながら、災害対策に有効なICTを活用し、災害対応業務の最適化に取り組んでいく。

第5章 減災目標

第1節 目標設定の趣旨

現在の地震予知に対する科学技術では、地震等の自然災害を的確に予知し、未然に十分な防災対策を講じることは極めて困難な状況にある。しかしながら、いつ起こるか分からない地震災害に対して、日常からの十分な備えや、発災直後に初動体制を整えることで、被害を最小限に食い止め、軽減させることは十分に可能である。

減災目標は、過去の大規模災害等の教訓を生かし、大規模な地震が発生した場合においても、区及び防災関係機関、区民、事業者の連携・協働により、被害を軽減することを目的としている。

前回の減災目標の設定から10年以上が経過し、住宅の耐震化や不燃化対策など、これまでの取組が着実に効果を挙げる一方で、高齢化や単身世帯の増加に伴う人口構造の変化など、区を取り巻く環境は変化を続けている。そのような状況にも適応しながら、今後も、それぞれの連携・協働を深め、防災対策の充実強化を図るものである。

第2節 減災目標

東京都地域防災計画震災編（令和5年修正）「第3節 減災目標の設定」の内容を踏まえ、「都心南部直下地震」及び「多摩東部直下地震」における被害を減少させる「減災目標」を新たに設定した。

【減災目標】

2030年度（令和12年度）までに、都心南部直下地震及び多摩東部直下地震による人的・物的被害を半減する。

第3節 目標を達成するための主な対策

これまでに区で推進してきた防災施策の取組状況や社会環境の変化等を踏まえ、「第2編 震災対策」に掲げる施策ごとに、減災目標を達成するための主な対策を整理した。

第1章 区民と地域の防災力向上	
1	区報や区ホームページ、防災ポータル、防災アプリ等の多種多様な媒体を活用し、区民等の防災意識の啓発を行う。
2	家具転倒防止器具の普及啓発を図り、在宅避難を推進する。
3	外国語パンフレットや防災ポータル等の多言語機能等を活用し、外国人への防災知識の普及啓発を図る。
4	区民防災組織等が実施する防災訓練等に係る費用の助成や、専門知識を有する防災アドバイザーの派遣等により、区民防災組織等に対する防災対策の支援を充実する。
5	地域主体の防災活動を推進するため、女性等も含め、活動の中心となる人材の育成を図る。
6	地域での初期消火能力の向上を図るため、区民防災組織等に資器材を貸与し、訓練等を行うとともに、出火防止に関する周知啓発を行う。
7	中高層共同住宅等が実施する防災訓練等に係る費用の助成や、防災士資格の取得費用の助成等により、中高層共同住宅等における防災対策の支援を充実する。
8	消防団を紹介するリーフレットやホームページ等の活用により、入団の促進を図るとともに、消防団員の災害対応能力向上に向けた対策を実施する。
9	災害時におけるボランティア体制の充実に向け、文京区災害ボランティアセンターの設置・運営体制の整備等を行う。
第2章 安全な都市づくりの実現	
1	災害時に火災等の危険性の高い大塚五・六丁目地区を対象に、文京区不燃化推進特定整備事業を推進する。
2	火災の延焼防止のため、公園や児童遊園の整備拡充を図る。
3	崖等整備資金助成やブロック塀等改修工事費助成等の活用等により、崖の整備等を推進する。
4	文京区耐震改修促進計画に基づき、助成制度の活用等により、建築物の耐震化の促進を図る。
5	街頭や主要道路に消火器を設置し、災害時の延焼火災を防止する。
6	災害時のアスベスト飛散による被害を防止するため、建築物所有者向けのリーフレット等を活用し、啓発を行う。
第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	
1	災害時の電柱倒壊による道路閉塞を防ぐとともに、電気や電話等、ライフラインの安定供給を確保するため、無電柱化を推進する。
2	災害時における円滑な緊急車両等の通行のため、関係機関と連携し、緊急道路障害物除去体制の整備を図る。
3	ライフライン施設における耐震化や設備の充実等により、災害時におけるライフライン機能の確保を図る。

第1章
計画方針

第2章
文京区
の概況

第3章
計画の
前提

第4章

重点
項目

第5章
減災
目標

第6章
複合
災害
への
備え

第7章
区民・
事業者
の責
任

第8章
防災
関係
の業
務大
綱

第1章 計画方針	4	新たな施設整備の機会を捉え、公共施設での太陽光発電設備の導入を推進するほか、新エネルギー・省エネルギー設備設置に係る費用の助成事業等により、災害時におけるエネルギーの確保を図る。		
	第4章 応急対応力の強化			
第2章 文京区 の概況	1	災害時に迅速かつ的確に応急対策業務を遂行できるよう、区の初動態勢の強化を図る。		
	2	総合防災訓練（避難所総合訓練、防災フェスタ）や地域防災訓練等の実行性のある訓練を実施し、災害対応力の向上を図る。		
	3	災害時の区職員の参集可能人員及び非常時優先業務について、必要に応じて、見直しを行う。		
	4	警察署は、災害時に必要な装備資器材の整備のほか、各種訓練の実施等により、署員の災害対応能力の向上を図る。		
	5	震災時においても平常時の消防力を最大限に有効活用するため、消防署は、消防活動体制の整備強化や資機（器）材の整備等を推進する。		
	6	他の地方公共団体や事業者等から円滑な協力が得られるよう、協定の締結を促進し、広域的かつ多様な協力体制の構築を図る。		
	7	災害時の受援応援体制について、文京区災害時受援応援計画に基づき、人的・物的支援を円滑に受け入れる体制等の構築を図る。		
第3章 計画の 前提	第5章 情報収集態勢の確立及び情報通信体制の強化			
	1	災害情報システムについて、適切な運用を図るほか、情報技術の進展を見据えながら、適宜、システムの改修を検討する。		
	2	防災行政無線の難聴エリアを解消するため、音達調査や試験放送等で得られた結果を基に、屋外スピーカーや戸別受信機の整備等を行う。		
	3	臨時災害FM放送局を開設し、生活関連情報や避難所情報等の伝達手段を活用できるよう、体制整備を行う。		
第4章 重点項目	4	緊急情報を区民等に迅速かつ的確に伝達するため、情報伝達手段の周知を行うとともに、適宜伝達手段等を見直し、区民等が容易に情報を入手しやすい環境整備を図る。		
	第6章 医療救護・保健等対策			
	1	日頃から、医療対策拠点、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び区内医療機関等と密に連携を図ることで、災害時における円滑な情報連絡体制を構築する。		
第5章 減災目標	2	平常時から、二次保健医療圏（区中央部）の災害対策拠点及び災害医療コーディネーターとの連携を図り、災害時における情報連絡体制の構築を図る。		
	3	避難所への医師等の派遣体制を整備するとともに、災害時における医療救護活動マニュアルに基づいた医療救護活動訓練を定期的実施することにより、医療救護活動体制の強化を図る。		
	4	医師会、歯科医師会及び薬剤師会と連携し、医療救護所で使用する医薬品及び医療資器材の適正な更新及び管理を行う。		
	5	関係機関との密な連携により、在宅人工呼吸器使用者の把握に努め、希望者へ災害発生時を想定した個別支援計画の作成及び見直しを実施する。また、在宅の人工呼吸器使用者の非常用電源の確保に努める。		
	第6章 複合 災害への 備え	第7章 区民・事業者の 基本的責務	第8章 防災関係 業務大綱	1
2				平常時から、二次保健医療圏（区中央部）の災害対策拠点及び災害医療コーディネーターとの連携を図り、災害時における情報連絡体制の構築を図る。
3				避難所への医師等の派遣体制を整備するとともに、災害時における医療救護活動マニュアルに基づいた医療救護活動訓練を定期的実施することにより、医療救護活動体制の強化を図る。
4				医師会、歯科医師会及び薬剤師会と連携し、医療救護所で使用する医薬品及び医療資器材の適正な更新及び管理を行う。
5				関係機関との密な連携により、在宅人工呼吸器使用者の把握に努め、希望者へ災害発生時を想定した個別支援計画の作成及び見直しを実施する。また、在宅の人工呼吸器使用者の非常用電源の確保に努める。

第7章 帰宅困難者対策	
1	東京都帰宅困難者対策条例に基づき、区内の事業者等に従業員等の一斉帰宅の抑制や従業員等が施設内に一定期間待機するための食料や飲料水等の備蓄等を推進する。
2	大規模集客施設や民間施設を所有する区内事業者に協力を要請し、一時滞在施設の提供に関する協定の締結を推進する。
3	一時滞在施設に指定された事業者等と連携し、災害時における帰宅困難者の避難誘導や受入れを想定した訓練等の実施を推進する。
第8章 避難者対策	
1	日頃から在宅避難の必要性や日頃からの備えについて、防災ガイドやリーフレットのほか、ホームページや動画コンテンツ等を活用して、周知啓発に取り組むとともに、各家庭での備蓄やライフライン機能の確保等、対策強化を図る。
2	避難行動要支援者の安否確認、避難誘導及び避難所等での生活支援を的確に行うため、同意を得た避難行動要支援者一人ひとりに対し、個別避難計画の作成を促すとともに、避難支援関係者とともに、避難行動要支援者名簿を活用した訓練を実施するなど、具体的な支援体制の構築を図る。
3	災害時において、適時に災害情報を収集することが困難な避難行動要支援者に対し、防災スマートフォンを貸与するなど、情報伝達体制を確保する。
4	避難所等での避難生活が著しく困難とされた高齢者や障害者等に対する福祉避難所への避難体制の構築を図る。
5	女性等のニーズに配慮した避難所運営を行うため、避難所運営協議会に女性等の役員の参画を促すなど、男女双方の視点や子ども、LGBTQ等当事者に配慮した運営を行う。
6	性自認および性的指向に関する対応方針を踏まえ、誰もが安心して避難所生活を送れるよう、プライバシー確保の対応や必要物資の備蓄等を行う。
7	文京区避難所運営ガイドラインに基づき、避難所ごとの特徴を踏まえた避難所運営管理マニュアルの作成を支援する。
8	特別養護老人ホームをはじめとした福祉施設について、運営事業者と協定を締結し、福祉避難所として活用するとともに、必要な物資・機材等を区が整備する。 また、新たに福祉施設が建設される際は、福祉避難所として指定されることを前提に運営法人と協議し、施設内に福祉用物資の備蓄倉庫を設置する。
9	妊産婦・乳児救護所や福祉避難所が円滑に開設・運営できるよう、必要に応じて、マニュアルや開設キットの見直しを行う。
10	避難所等における受付の電子化等、災害時における業務の効率化に向け、ICT技術等の活用を検討する。
第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進	
1	災害時に避難所等の避難者に物資を提供できるよう、都と連携し、発災後3日間の物資の確保に努めるとともに、避難所等の備蓄倉庫の棚卸整備により、食料等の点検・整備を進める。
2	食料等の不足に備え、事業者、団体等と協定を締結し、多様な調達ルートの確保に努める。
3	支援物資を避難所等に円滑に配送するため、都や関係事業者等と連携し、地域内輸送拠点の運営体制を構築する。

第1章
計画方針

第2章
文京区
の概況

第3章
計画の
前提

第4章
重点
項目

第5章
減災
目標

第6章
災害
への
備え

第7章
基本
的責
任の
担

第8章
関係
の業
務大
綱

第10章 住民の生活の早期再建	
1	二次被害の防止に備え、応急危険度判定、被災宅地危険度判定の実施体制の整備を図る。
2	り災証明書の早期交付に向け、関係機関と連携し、住家被害認定調査やり災証明書交付に関する体制等の整備を図る。
3	被害のあった地域の実情及び被災者の個別な事情や状況等に応じた災害ケースマネジメント等の被災者支援の仕組みを整備する。
4	国や都の動向を踏まえ、文京区災害廃棄物処理計画を適宜改定する。また、災害廃棄物の仮置場等の開設・管理に関するマニュアルを作成する。

第1章
計画方針

文京区
第2章
の概況

第3章
計画の前提

第4章
重点項目

第5章
減災目標

第6章
災害への備え
複合

基本的責務
第7章
区民・事業者の
区・

機関の業務大綱
第8章
防災関係

第6章 複合災害への備え

第1節 経緯

近代における未曾有の大災害である関東大震災では、台風の影響で関東地方では強風が吹いており、これによる火災延焼被害の拡大が顕著であったほか、地震発生から2週間後に台風が接近している。また、近年では、東日本大震災において、東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故等、複合災害に見舞われるとともに、令和2年7月豪雨が、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で発生し、被災地では、感染症対策を踏まえた避難所運営など、感染症まん延下における災害対応を余儀なくされた。

このような同種又は異種の災害が同時又は時間差で起こる複合災害が発生した場合、被害の激甚化や広域化、長期化等が懸念されることから、こうした状況も念頭に置きながら、予防、応急・復旧対策を実施する必要がある。

第2節 想定される主な複合災害

都の被害想定では、想定される定性的な被害の様相として、複合災害発生時に起きうる事象が整理されている。

種別	主な内容
風水害	<ul style="list-style-type: none"> 地震動や液状化により、堤防や護岸施設の損傷した箇所から浸水被害が拡大 梅雨期や台風シーズン等、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生
火山噴火	<ul style="list-style-type: none"> 数 cm の降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、がれきの撤去等の応急対策や復旧作業が困難化 火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化 火山灰の流入による管路等の流下阻害や閉塞、停電によるポンプ場の機能低下により、下水道の機能支障が拡大する可能性
感染拡大	<ul style="list-style-type: none"> 多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生 救出救助活動や避難者の受入れなどにおいて、感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性

資料：東京都地域防災計画 震災編 から作成

第3節 複合災害に備えた対策

先発災害の発生時における被害状況等を踏まえ、第2編の各種施策を確実に推進し、後発災害に伴う影響等も念頭に置いた施策を検討するものとする。

種別	検討が必要な施策
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の命は自分で守る視点から、複合災害に対する普及啓発を図り、自助・共助の取組を促進 ・都市基盤施設の整備・耐震化等、防災・減災対策の加速化 ・様々なシナリオを想定した、事業継続計画（BCP）の策定、訓練の繰り返し実施・検証 ・避難先の更なる確保、在宅避難、ホテル、地方の親戚等への分散避難の推進 ・夏季発災時における熱中症対策 等
複数の大規模自然災害の組合せ	<ul style="list-style-type: none"> ・先発災害から後発災害へのシームレスな対処 ・後発災害のリスクや被害状況等を踏まえた被災者の移送等の検討 ・後発災害による被害の拡大に伴う避難の長期化を要因とした災害関連死抑止への対応 等
感染症対策と大規模自然災害の組合せ	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における体制の確保 ・避難所における感染拡大による災害関連死抑止への対応 等

第1章 計画方針

第2章 文京区の概況

第3章 計画の前提

第4章 重点項目

第5章 減災目標

第6章 災害への備え

第7章 基本的責務の区民・事業者の

第8章 防災関係業務大綱

第7章 区、区民及び事業者の基本的責務

自らの身の安全は自らが守る（自助）ことが防災の基本であり、区民はその自覚を持ち、平常時から、災害に対する備えを自主的に心掛けることが重要である。また、発災時には、自らの身の安全を守るよう行動するとともに、初期消火活動や近隣の負傷者や要配慮者等への救援活動等（共助）を行い、行政が果たす役割（公助）と連携を図りながら災害対策活動に努めることが求められる。

また、事業者においても、災害時における従業員や顧客の安全確保、地域の災害対策活動への協力、事業活動の継続等、企業の果たす社会的責任を十分認識し、日頃から防災訓練の実施や防災体制の整備等、地域と連携して防災活動の推進に努めるものとする。

さらに、区は、平常時から災害時のリスクを把握し、災害から区民の安全を確保するための対策を講じるとともに、区民が日頃から自然災害に関する正しい知識が持てるよう、周知啓発に努めなければならない。また、災害が発生した場合又はそのおそれがある場合は、迅速かつ的確に情報を収集し、区民等に発信する必要がある。

区、区民及び事業者が、災害対策を進める上で果たすべき基本的責務は、次のとおりである。

1 区の基本的責務

(1) 区は、災害から区民の生命、身体及び財産を保護し、その安全を確保するとともに、被災後の区民生活の再建及び都市の復興を図るため、区の組織及び機能を挙げて最大の努力を払わなければならない。

(文京区防災対策条例4条1項から)

(2) 区は、平常時から国、都及び他の地方公共団体との連絡調整を行うとともに、区民、事業者、ボランティア、防災関係機関等との連携及び協力に努めなければならない。

(文京区防災対策条例第4条2項から)

(3) 区は、災害が発生したときは、国、防災関係機関等と連携し、総力を挙げて被災地の復興及び区民生活の再建を図らなければならない。

(文京区防災対策条例第38条第2項から)

2 区民の基本的責務

(1) 区民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

(災害対策基本法第7条第3項から)

(2) 区民は、震災を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

(東京都震災対策条例第8条第1項から)

(3) 区民、事業者及び区は、自らの命は自らが守るという自助、地域での助け合いによって自分たちのまちは自分たちで守るという共助及び区民の安全を確保するという

公助のそれぞれの役割を果たし、並びに「文の京」自治基本条例（平成16年12月文京区条例第32号）の協働・協治の考え方にに基づき、防災対策の充実及び実践に努め、もって災害に強いまちづくりを推進していくことを基本としなければならない。

（文京区防災対策条例第3条から）

（4）区民は、自ら災害時の危険を除去し、災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

（文京区防災対策条例第7条第1項から）

（5）区民は、三日分の飲料水及び食糧並びに生活必需品の備蓄に努めなければならない。

（文京区防災対策条例第7条第2項から）

（6）区民は、防災訓練、防災に関する研修その他の防災対策に関する事業に自発的に参加し、及び協力して災害時の行動力の向上に努めなければならない。

（文京区防災対策条例第7条第3項から）

（7）区民は、災害時に自己及び家族の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、その地域の区民の安全の確保に努めなければならない。

（文京区防災対策条例第7条第4項から）

（8）区民及び事業者は、災害が発生したときは、相互に協力して速やかに被災地の復興及び区民生活の再建に努めなければならない。

（文京区防災対策条例第38条第1項から）

3 事業者の基本的責務

（1）区民、事業者及び区は、自らの命は自らが守るという自助、地域での助け合いによって自分たちのまちは自分たちで守るという共助及び区民の安全を確保するという公助のそれぞれの役割を果たし、並びに「文の京」自治基本条例の協働・協治の考え方にに基づき、防災対策の充実及び実践に努め、もって災害に強いまちづくりを推進していくことを基本としなければならない。

（文京区防災対策条例第3条から）

（2）事業者は、その社会的責任を自覚し、従業員、事業所に来所する者及び事業所の周辺地域における区民の安全の確保のため、災害時の危険を除去し、災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

（文京区防災対策条例第8条第1項から）

（3）事業者は、防災対策事業に協力するとともに、自ら防災訓練等を実施し、防災対策の充実に努めなければならない。

（文京区防災対策条例第8条第2項から）

（4）事業者は、平常時から従業員に防災に関する知識及び技能を習得させるよう努めなければならない。

（文京区防災対策条例第8条第3項から）

（5）事業者は、災害時に区民に対して防災対策に関する活動を行うとともに、区民との連携及び協力をするよう努めなければならない。

（文京区防災対策条例第8条第4項から）

（6）区民及び事業者は、災害が発生したときは、相互に協力して速やかに被災地の復興及び区民生活の再建に努めなければならない。

(文京区防災対策条例第38条第1項から)

(7) 事業者は、その社会的責任を認識して、従業者の安全並びに管理する施設及び施設の安全性の確保に努めるとともに、大規模災害の発生時において、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。

(東京都帰宅困難者対策条例第4条第1項から)

(8) 事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状態を確認の上、従業者に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講じることにより、従業者が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。

(東京都帰宅困難者対策条例7条第1項から)

(9) 事業者は、前項に規定する従業者の施設内での待機を維持するために、知事が別に定めるところにより、従業者の三日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

(東京都帰宅困難者対策条例第7条第2項から)

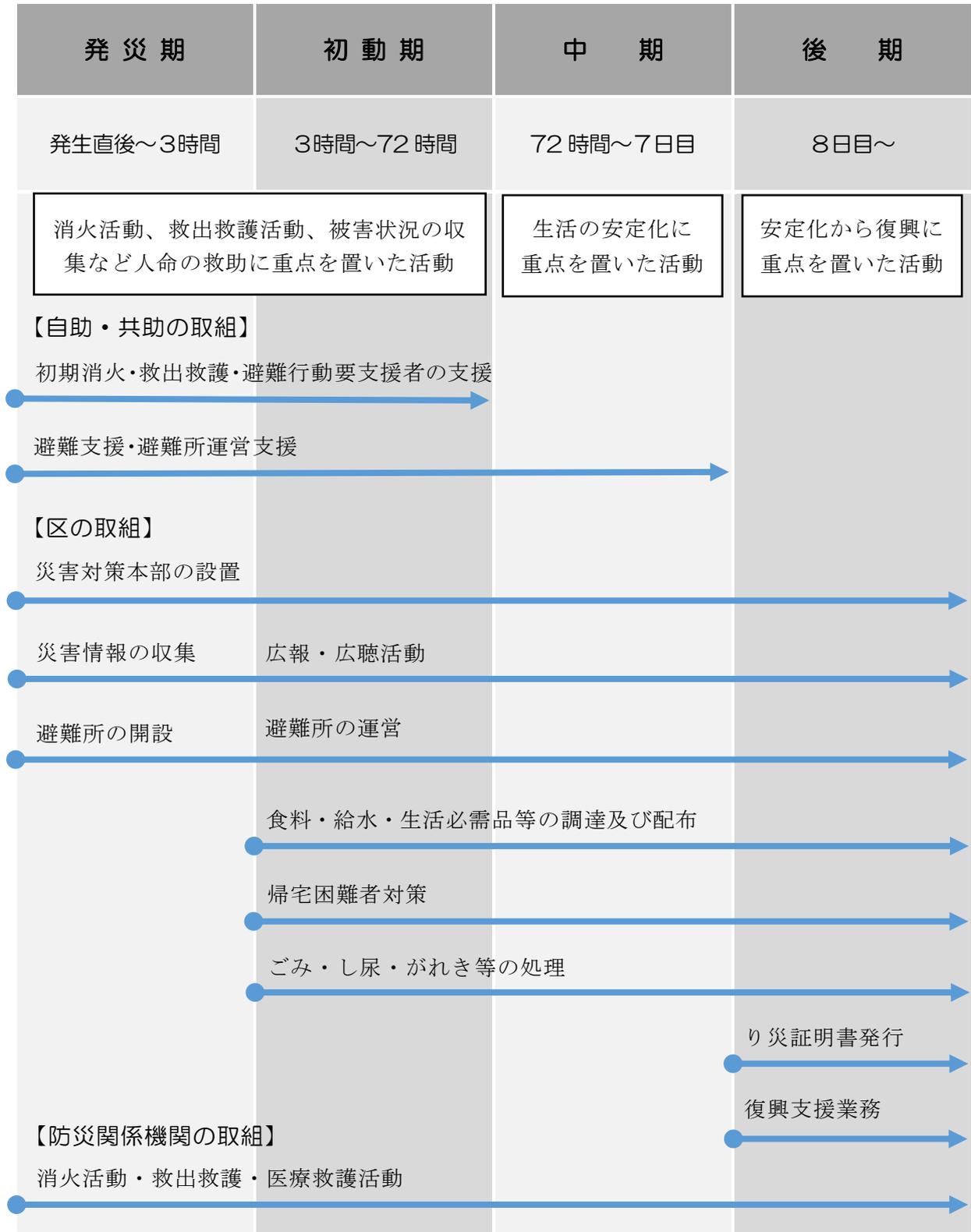
〈資料編 第1-1 文京区防災対策条例 P1〉

〈資料編 第1-14 東京都震災対策条例 P43〉

〈資料編 第1-15 東京都帰宅困難者対策条例 P53〉

第8章 防災関係機関の業務大綱

第1節 発災後における応急・復旧対策の主な流れ



第1章 計画方針
第2章 文京区の概況
第3章 計画の前提
第4章 重点項目
第5章 減災目標
第6章 災害への備え
第7章 区民・事業者の基本的責務
第8章 防災関係機関の業務大綱

第2節 区

第1 災害対策本部 発災期（発生直後～3時間）、初動期（3時間～72時間）、中期（72時間～7日目）

機関の名称	防災事務分掌
災対本部事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の設置、庶務及び統括に関する事。 2 災害情報の分析及び対策立案に関する事。 3 本部の指示及び要請の発議に関する事。 4 東京都災害対策本部及び防災関係機関との連絡に関する事。 5 他の地方公共団体等への要請に関する事。 6 本部長室の庶務に関する事。 7 各部との連絡及び調整に関する事。 8 その他本部長が特に必要があると認めた事。
災対情報部	<ol style="list-style-type: none"> 1 区の区域内（以下「区内」という。）の情報収集に関する事。 2 災害情報の集約及び整理に関する事。 3 防災行政無線の管理及び統制に関する事。 4 災害についての広報及び広聴に関する事。 5 被災者の相談業務の連絡及び調整に関する事。 6 報道機関への連絡に関する事。 7 災害資料の収集及び記録に関する事。 8 災害対策の予算に関する事。 9 災害救助法の適用による財政措置に関する事。 10 住民情報システムの被害調査及び復旧に関する事。 11 区報臨時号の発行に関する事。
災対総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員数の把握に関する事。 2 職員の服務及び食糧に関する事。 3 シビックセンターの災害対策及び被害調査に関する事。 4 シビックセンターの復旧及び整備に関する事。 5 他の地方公共団体等からの支援職員の受入れに関する事。 6 現金及び物品の出納及び保管に関する事。 7 区有施設の被害調査の統括に関する事。 8 区議会に対する災害情報の連絡に関する事。 9 文京区議会地震等災害対策本部に関する事。 10 男女平等施設の災害対策及び被害調査に関する事。 11 他の部に属さない事。

第1章
計画方針

第2章
文京区
の概況

第3章
計画の
前提

第4章
重点
項目

第5章
減災
目標

第6章
災害
への
備え

第7章
基本
的責
務
区民・
事業
者の
区・

第8章
機関
の業
務大
綱
防災
関係

機関の名称	防災事務分掌
第1章 計画方針 第2章 文京区の概況 第3章 計画の前提 第4章 重点項目 第5章 減災目標 第6章 災害への備え	1 地域活動センターの事業を行う地域における被害状況の把握、調査及び報告に関すること。 2 地域活動センターの事業を行う地域における倒壊家屋等からの救出及び救護活動に関すること。 3 帰宅困難者の誘導及び支援に関すること。 4 災害時の一般ボランティアの受入れ及び総合調整に関すること。 5 災害時の一般ボランティアの活動支援に関すること。 6 支援物資の受入れ、保管及び配分に関すること。 7 支援物資の配付に関すること。 8 各種民間事業者等との連絡及び調整に関すること。 9 住民登録の管理に関すること。 10 被災工場の実態調査及び公害防除に関すること。 11 被災地域の環境整備に関すること。 12 ごみ、し尿等の処理に関すること。 13 死体埋葬・火葬許可書の発行に関すること。 14 区民部、アカデミー推進部及び資源環境部の所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。
第7章 区民・事業者の基本的責務	1 避難所及び妊産婦・乳児救護所の開設及び運営管理に関すること。 2 避難所及び妊産婦・乳児救護所の環境衛生に関すること。 3 被災者の安否等の情報収集に関すること。 4 避難者の誘導及び収容に関すること。 5 区立小中学校の災害対策及び被害調査に関すること。 6 区立図書館の災害対策及び被害調査に関すること。
第8章 防災関係機関の業務大綱	1 保育所等の災害対策及び被害調査に関すること。 2 園児等の避難に関すること。 3 被災した園児等の救援に関すること。 4 保育所等の再開準備に関すること。
第8章 防災関係機関の業務大綱	1 医療、助産及び応急救護に関すること。 2 医療機関等との連絡及び調整に関すること。 3 医療施設の災害対策及び被害調査に関すること。 4 医療応援者の受入れ、編成及び活動支援に関すること。 5 医療資器材、医薬品等の調達、保管及び輸送に関すること。 6 傷病者及び医療スタッフの搬送に関すること。 7 被災者の健康管理、健康相談、栄養管理指導及びメンタルヘルスケアに関すること。 8 防疫、環境衛生監視及び環境衛生管理に関すること。 9 食品及び飲料水の衛生に関すること。 10 動物救護活動に関すること。 11 保健衛生部の所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。

機関の名称	防災事務分掌
<p>災対福祉部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者及び障害者等の安全対策及び支援に関すること。 2 福祉避難所の開設及び運営管理に関すること。 3 高齢者及び障害者等の実態調査に関すること。 4 応急仮設住宅等の入居募集及び運営管理に関すること。 5 生活困窮者の保護に関すること。 6 社会福祉団体との連絡及び調整に関すること。 7 遺体及び行方不明者の把握及び収容に関すること。 8 福祉部の所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。
<p>災対建築部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関すること。 2 区有施設の応急修理に関すること。 3 応急仮設住宅等の設置に関すること。 4 応急危険度判定等のボランティアの活動支援に関すること。 5 崖及び擁壁の応急復旧に関すること。
<p>災対土木部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急道路における障害物の除去及び応急の補修に関すること。 2 がれきの処理に関すること。 3 道路、橋梁、公共溝渠等の災害対策及び被害調査に関すること。 4 公園、児童遊園等の災害対策及び被害調査に関すること。 5 飲料水の配送に関すること。 6 備蓄物資、支援物資及び資材の輸送に関すること。 7 車両及び物品の調達並びに作業員の雇上げに関すること。
<p>災対教育部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育施設における避難所の開設の連絡及び調整に関すること。 2 学校及び幼稚園等との連絡及び調整に関すること。 3 園児、児童及び生徒の避難計画に関すること。 4 被災した園児、児童及び生徒の救援並びに教育活動の再開に関すること。 5 東京都教育庁及び教育委員会委員との連絡及び調整に関すること。 6 学校教育施設の再開準備に関すること。 7 教育推進部の所管施設(区立小中学校及び区立図書館を除く。)の災害対策及び被害調査に関すること。

第1章 計画方針

第2章 文京区の概況

第3章 計画の前提

第4章 重点項目

第5章 減災目標

第6章 災害への備え

第7章 区民・事業者の基本的責務

第8章 防災関係機関の業務大綱

第2 後期（8日目～）

機関の名称	防災事務分掌
災対本部事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の庶務及び統括に関する事。 2 災害情報の分析及び対策立案に関する事。 3 本部の指示及び要請の発議に関する事。 4 東京都災害対策本部及び防災関係機関との連絡に関する事。 5 他の地方公共団体等への要請に関する事。 6 本部長室の庶務に関する事。 7 各部との連絡及び調整に関する事。 8 その他本部長が特に必要があると認めた事。
災対情報部	<ol style="list-style-type: none"> 1 区内の情報収集に関する事。 2 災害情報の集約及び整理に関する事。 3 防災行政無線の管理及び統制に関する事。 4 災害についての広報及び広聴に関する事。 5 被災者の相談業務の連絡及び調整に関する事。 6 報道機関への連絡に関する事。 7 災害資料の収集及び記録に関する事。 8 災害対策の予算に関する事。 9 災害救助法の適用による財政措置に関する事。 10 住民情報システムの復旧に関する事。 11 災害復旧及び復興計画の立案に関する事。 12 区報臨時号の発行に関する事。
災対総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員数の把握に関する事。 2 職員の服務及び食糧に関する事。 3 シビックセンターの復旧及び整備に関する事。 4 他の地方公共団体等からの支援職員の受入れに関する事。 5 現金及び物品の出納及び保管に関する事。 6 区有施設の被害調査の統括に関する事。 7 区議会に対する災害情報の連絡に関する事。 8 文京区議会地震等災害対策本部に関する事。 9 男女平等施設の復旧及び整備に関する事。 10 他の部に属さない事。

第1章 計画方針
文京区2章の概況
第3章 計画の前提
第4章 重点項目
第5章 減災目標
第6章 複合
第7章 区民・事業者の基本的責務
第8章 防災関係機関の業務大綱

機関の名称	防災事務分掌
<p>災対区民部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 帰宅困難者の支援に関する事。 2 災害時の一般ボランティアの受入れ及び総合調整に関する事。 3 災害時の一般ボランティアの活動支援に関する事。 4 支援物資の受入れ、保管及び配分に関する事。 5 支援物資の配付に関する事。 6 商工業関係の融資に関する事。 7 各種民間事業者等との連絡及び調整に関する事。 8 住家被害認定調査に関する事。 9 り災証明書の発行に関する事。 10 義援金の受領に関する事。 11 災害り災者見舞金の支給に関する事。 12 融資等の支援対策に関する事。 13 住民登録の管理に関する事。 14 被災工場の実態調査及び公害防除に関する事。 15 被災地域の環境整備に関する事。 16 ごみ、し尿等の処理に関する事。 17 被災建築物のアスベスト含有調査等に関する事。 18 死体埋葬・火葬許可書の発行に関する事。 19 区民部、アカデミー推進部及び資源環境部の所管施設の復旧及び整備に関する事。
<p>避難所運営部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所及び妊産婦・乳児救護所の運営管理に関する事。 2 避難所及び妊産婦・乳児救護所の環境衛生に関する事。 3 国民健康保険料の減免又は徴収猶予に関する事。 4 国民年金保険料の免除に関する事。 5 区税等の徴収猶予又は減額若しくは免除に関する事。 6 区立小中学校の復旧及び整備に関する事。 7 区立図書館の復旧及び整備に関する事。 8 被災した児童及び生徒への学用品等の支給に関する事。
<p>災対保育部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 文京区事業継続計画に基づく保育所等の運営管理に関する事。 2 保育所等の復旧及び整備に関する事。 3 保育所等の再開準備に関する事。

第1章 計画方針

第2章 文京区の概況

第3章 計画の前提

第4章 重点項目

第5章 減災目標

第6章 災害への備え

第7章 区民・事業者の基本的責務

第8章 機関の業務大綱

機関の名称	防災事務分掌
医療救護部	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療、助産及び応急救護に関すること。 2 医療機関等との連絡及び調整に関すること。 3 医療応援者の受入れ、編成及び活動支援に関すること。 4 医療資器材、医薬品等の調達、保管及び輸送に関すること。 5 被災者の健康管理、健康相談、栄養管理指導及びメンタルヘルスケアに関すること。 6 防疫、環境衛生監視及び環境衛生管理に関すること。 7 食品及び飲料水の衛生に関すること。 8 動物救護活動に関すること。 9 保健衛生部の所管施設の復旧及び整備に関すること。
災対福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者及び障害者等の安全対策及び支援に関すること。 2 福祉避難所の開設及び運営管理に関すること。 3 高齢者及び障害者等の実態調査に関すること。 4 応急仮設住宅等の入居募集及び運営管理に関すること。 5 生活困窮者の保護に関すること。 6 義援金の配分及び配付に関すること。 7 災害弔慰金、災害障害見舞金等に関すること。 8 社会福祉団体との連絡及び調整に関すること。 9 遺体及び行方不明者の把握及び収容に関すること。 10 福祉部の所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。
災対復旧部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害街区の復興計画に関すること。 2 復興に伴う防災都市づくりに関すること。 3 災害救助法の適用による住宅の応急修理に関すること。 4 応急仮設住宅等の設置に関すること。 5 応急危険度判定等のボランティアの活動支援に関すること。 6 倒壊建物の解体及び処理に関すること。 7 災害復旧工事に関すること。

第1章 計画方針
第2章 文京区の概況
第3章 計画の前提
第4章 重点項目
第5章 減災目標
第6章 複合災害への備え
第7章 区民・事業者の基本的責務
第8章 防災関係機関の業務大綱

機関の名称	防災事務分掌
<p>災対土木部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害物の除去に関する事。 2 がれきの処理に関する事。 3 道路、橋梁、公共溝渠等の復旧及び整備に関する事。 4 公園、児童遊園等の復旧及び整備に関する事。 5 飲料水の配送に関する事。 6 備蓄物資、支援物資及び資材の輸送に関する事。 7 車両及び物品の調達並びに作業員の雇上げに関する事。
<p>災対教育部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育施設における避難所の運営管理の連絡及び調整に関する事。 2 学校及び幼稚園等との連絡及び調整に関する事。 3 東京都教育庁及び教育委員会委員との連絡及び調整に関する事。 4 教育活動の再開に関する事。 5 学校教育施設の再開準備に関する事。 6 文化財の災害対策及び被害調査に関する事。 7 被災した児童及び生徒への教科書等の支給に関する事。 8 教育推進部の所管施設(区立小中学校及び区立図書館を除く。)の復旧及び整備に関する事。

〈資料編 第1-5 文京区災害対策本部条例 P11〉

〈資料編 第1-6 文京区災害対策本部条例施行規則 P12〉

〈資料編 第1-7 文京区災害対策本部組織図 P23〉

第3 臨時災害対策本部 発災期（発生直後～3時間）、初動期（3時間～72時間）

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
本部班	<ol style="list-style-type: none"> 1 臨時災対本部の設置、庶務及び統括に関する事。 2 臨時災対本部の指示及び要請の発議に関する事。 3 東京都災害対策本部及び防災関係機関との連絡に関する事。 4 他の地方公共団体等への要請及び支援職員の受入れに関する事。 5 区内の情報収集に関する事。 6 災害情報の集約及び整理に関する事。 7 災害情報の分析及び対策立案に関する事。 8 防災行政無線の管理及び統制に関する事。 9 災害についての広報及び広聴に関する事。 10 報道機関への連絡に関する事。 11 職員の動員数の把握に関する事。 12 職員の服務及び食糧に関する事。 13 シビックセンターの災害対策及び被害調査に関する事。 14 シビックセンターの復旧及び整備に関する事。 15 区議会に対する災害情報の連絡に関する事。 16 文京区議会地震等災害対策本部に関する事。 17 文京区災害対策本部の設置準備及び庶務に関する事。 18 本部長室の庶務に関する事。 19 各班との連絡及び調整に関する事。 20 他の班に属さない事。 21 その他本部長が特に必要があると認めた事。
救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療、助産及び応急救護に関する事。 2 医療機関等との連絡及び調整に関する事。 3 医療施設の災害対策及び被害調査に関する事。 4 緊急道路における障害物の除去及び応急の補修に関する事。 5 備蓄物資、支援物資及び資材の輸送に関する事。 6 帰宅困難者の誘導及び支援に関する事。
地域活動センター班	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域活動センターの事業を行う地域における被害状況の把握、調査及び報告に関する事。 2 地域活動センターの事業を行う地域における倒壊家屋等からの救出及び救護活動に関する事。
避難所開設班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所及び妊産婦・乳児救護所の開設及び運営管理に関する事。 2 被災者の安否等の情報収集に関する事。 3 避難者の誘導に関する事。

〈資料編 第1-8 文京区臨時災害対策本部要領 P25〉

第1章 計画方針
第2章 文京区の概況
第3章 計画の前提
第4章 重点項目
第5章 減災目標
第6章 災害への備え
第7章 区民・事業者の基本的責務
第8章 機関の業務大綱

第3節 都関係機関等

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
建設局 第六建設事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川施設の保全及び復旧に関すること。 2 道路及び橋梁の整備、保全及び復旧に関すること。 3 水防に関すること。 4 河川及び道路における障害物の除去に関すること。
建設局 東部公園緑地 事務所	都立庭園、公園の保全及び震災時の利用に関すること。
交通局	<ol style="list-style-type: none"> 1 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 都営交通による輸送の協力に関すること。
水道局 中央支所 文京営業所	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。(水道局中央支所) 2 応急給水に関すること。
下水道局 北部下水道 事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 仮設トイレのし尿の受入れ及び処理に関すること。
警視庁 第五方面本部 富坂警察署 大塚警察署 本富士警察署 駒込警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。 2 交通の規制に関すること。 3 被災者の救出救助に関すること。 4 被災者の避難誘導に関すること。 5 行方不明者の捜索及び調査に関すること。 6 死体の調査等及び検視に関すること。 7 公共の安全と秩序の維持に関すること。
東京消防庁 第五消防方面 本部 小石川消防署 本郷消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災その他災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2 救急及び救助に関すること。 3 危険物等の措置に関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。
小石川消防団 本郷消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災及びその他災害の救助、救急情報に関すること。 2 火災及びその他災害の予防、警戒及び防御に関すること。 3 人命の救出及び応急救護に関すること。 4 区民の防災知識及び防災行動力の向上に関すること。

第1章
計画方針

第2章
文京区
の概況

第3章
計画の
前提

第4章
重点
項目

第5章
減災
目標

第6章
災害
への
備え

第7章
区民・
事業者
の
基本
的責
務

第8章
防災
関係
機関
の
業
務
大
綱

第4節 自衛隊

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
第一師団 第一普通科連隊	1 災害派遣の計画及び準備に関すること。 (1) 災害関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 文京区地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施 2 災害派遣の実施に関すること。 (1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与

第5節 指定地方行政機関

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
関東地方整備局 東京国道事務所 万世橋出張所	1 管轄する道路についての計画工事及び管理に関すること。 2 防災上必要な訓練、防災に関する施設及び設備の整備、災害危険区域の選定又は指導、豪雪害の予防に関すること。 3 災害に関する予報及び警報の発表、伝達、災害に関する情報の収集及び広報、災害時における交通の確保、災害時における応急工事等災害応急対策に関すること。

第6節 指定公共機関

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
日本郵便株式会社 小石川郵便局 本郷郵便局	1 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること。 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関すること。 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除 (4) 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
東日本電信電話株式会社	1 電気通信設備の建設及び保全に関すること。 2 重要通信の確保に関すること。 3 気象予警報の伝達に関すること。 4 通信ネットワークの信頼性向上に関すること。 5 災害時の電気通信設備の復旧に関すること。
東京電力パワーグリッド株式会社 大塚支社	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2 電力需給に関すること。
東京ガスグループ	1 ガス工作物の建設及びそれらの維持管理に関すること。 2 ガスの供給に関すること。

第1章 計画方針
第2章 文京区の概況
第3章 計画の前提
第4章 重点項目
第5章 減災目標
第6章 複合
第7章 区民・事業者の基本的責務
第8章 防災関係機関の業務大綱

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
日本赤十字社 東京都支部 文京区地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における応急救助、復旧、被災者の更生援護に関する事。 2 避難所の運営に関する事。 3 赤十字ボランティアの活動に関する事。 4 輸血用血液製剤の確保及び供給に関する事。 5 義援金の受付及び配分に関する事（原則として義援物資については受け付けない。）。
首都高速道路 株式会社 東京西局	<ol style="list-style-type: none"> 1 首都高速道路の保全に関する事。 2 首都高速道路等の災害復旧に関する事。 3 災害時における緊急交通路の確保に関する事。

第7節 指定地方公共機関

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
東京地下鉄 株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設等の安全保安に関する事。 2 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関する事。 3 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関する事。
一般社団法人 東京都トラック 協会文京支部	災害時における貨物自動車（トラック）による救急物資及び避難者等の輸送の協力に関する事。

第8節 公共的団体

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
一般社団法人 小石川医師会 文京区医師会	災害時における医療活動の協力に関すること。
一般社団法人 東京都文京区小 石川歯科医師会 東京都文京区歯 科医師会	災害時における歯科医療活動の協力に関すること。
一般社団法人 文京区薬剤師会	災害時における医薬品の調剤、服薬指導及び医療品の管理に関すること。
東京都柔道整復 師会文京支部	災害時における応急救護活動の協力に関すること。
区民防災組織 (町会・自治 会)	1 避難誘導及び避難所内の世話・業務の協力に関すること。 2 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等の協力に関すること。 3 その他被害状況調査等災害対策業務全般についての協力に関すること。
避難所運営協議会	1 避難所の運営管理に関すること。 2 避難所に関する行政及び防災関係機関との連絡・調整に関すること。

第1章 計画方針
第2章 文京区の概況
第3章 計画の前提
第4章 重点項目
第5章 減災目標
第6章 災害への備え
第7章 区民・事業者の基本的責務
第8章 機関の業務大綱